

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

公募要領

令和8年3月

厚生労働省

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業 公募要領

1 総則

2040年に向けて高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口はさらに減少し、医療従事者の確保はますます困難な状況になることが見込まれる。そのため、看護の現場においては、より効果的・効率的なサービス提供の検討に資するエビデンスを収集し、省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。在宅療養患者の増加も見込まれる中、訪問看護の人材確保は困難な状況にあることから、限られた人材で訪問看護などの在宅療養患者を支えるサービスを効率的に提供できるよう地域で体制を整備する必要がある。そこで、本要領により、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業の実施者の公募を行う。

2 事業の目的

本事業は、医療機関等におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）に資する取組及び地域の複数の関係機関が連携して地域で求められるICT機器を活用したDXに資する取組を実践する。また、その効果検証等を行うことにより、医療機関等の看護業務効率化を一層推進することや訪問看護などのサービスの適正配置や効率化を図ることを目的とする。

3 実施主体

(1) 医療機関等における看護DX推進実証事業

「医療機関等における看護DX推進実証事業」の実施主体は、病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下、「医療機関等」という。）とする。ただし、令和5年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」及び令和6年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」の実施者として採択された医療機関等については、当該事業で導入した機器とは異なる機器の導入を行う予定であることを採択の要件とする。

なお、令和7年度補正予算「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の対象として厚生労働大臣が認めた医療機関については、「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」と重複する業務効率化の取組は認められない。

(2) 地域における看護DX推進実証事業

「地域における看護DX推進実証事業」の実施主体は、病院、診療所、訪問看護ステーション等として、2箇所以上の事業所が連携して取組を実施するものとする。

なお、申請に当たっては、主たる取組の実施主体（以下、「代表事業所」という。）を1箇所決定し、その代表事業所が申請を行うこととする。また、代表事業所と連携して取組を実施する事業所（以下、「参加事業所」という。）は、代表事業所と

協力して事業を進めることになるので、代表事業所と参加事業所はよく協議を行った上で申請すること。

4 事業内容

(1) 医療機関等における看護DX推進実証事業

① 実施体制の整備

医療機関等において、ICT機器等を活用した看護業務効率化に資する具体的な取組内容等を記載した「看護DX計画」の策定、計画に即した取組の実施、導入効果の検証（訪問看護ステーション以外の医療機関はタイムスタディ調査を含む）等を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者、看護部門の責任者、運用に携わる看護職及び他職種、事務部門等が参画した事業の実施体制を整備すること。

② ICT機器等を活用した「看護DX計画」の策定及び「看護DX計画」に基づく取組の実施

医療機関等において、ICT機器等を活用した看護業務効率化に資する具体的な取組内容等に係る「看護DX計画」の策定を行い、当該計画に沿った取組を実施する。計画には、次のア～オの内容が全て記載されていること。また、導入するICT機器等は、1医療機関等につき1種類とすることが望ましい。

ア 業務改善が必要な看護業務上の課題

イ 業務上の課題解決に向けたICT機器等の導入目的、期待される効果

ウ 具体的なICT機器等及びその活用方法

エ 取組のスケジュール（効果検証期間は3ヵ月以上とする）

オ ICT機器等の導入効果を測定する指標及び具体的なデータ収集方法

(ア) 訪問看護ステーション以外の医療機関はタイムスタディ調査を実施すること。厚生労働省医政局看護課が委託する事業者（以下「委託事業者」という。）が提示するタイムスタディ調査の内容・方法で実施をすること。

(イ) 費用対効果や導入前後の業務時間の削減率等をどのようなことに分配できるかについての指標は検討し必ず含めること。

※ICT機器等の例としては、スマートグラス、ポケットエコー、音声入力システム、電子カルテと連動したバイタルサイン自動入力システム、インターコミュニケーションシステム（インカム）、夜勤時等の離床センサーの活用等が想定される。

③ データ提供と検証委員会への参画・協力

ICT機器等の導入前及び導入後について効果検証を行うためのデータ収集を実施すること。収集したデータ（タイムスタディ調査を含む）は、委託事業者へ提供すること。取組の進捗状況評価及び実施効果、費用対効果等の検証及び取組の促進に向けた改善等を行うことを目的として、委託事業者が設置する検証委員会に参画し、データ提供に対する委託事業者からのフィードバックの結果等（ICT機器ごとに提示されるデータ指標等）を基に検証委員会において取組の進捗状況や実施効果等を報告すること。その他、必要なデータ提供や意見聴取への協力等

を行うこと。

④ 報告書の作成

「看護DX計画」に沿って実践された具体的な取組内容及びその取組の過程で発生した課題やその課題の解決方法、委託事業者から提供されたタイムスタディ調査の集計結果、ICT機器等の導入費用、導入効果等の指標についてまとめた報告書を作成し、別途指定する期日（令和9年1月下旬頃を予定）までに厚生労働省医政局看護課に提出する。報告書には、他の医療機関等の取組の参考となるよう、取組のポイント等を分かり易く示すこと。報告書のフォーマットは別途指定する。※事例集作成のため、令和9年1月下旬頃の報告書提出を予定しているが、継続した効果を検証するため、報告いただいたデータの更新に協力いただく場合がある。

⑤ その他

実施者においては、本事業の実施に際し、委託事業者が派遣する「ICT機器等支援員」の支援を受けることができる。その際は、別途、委託事業者から示される方法により、申し込むこと。

「ICT機器等支援員」とは、「看護DX計画」の策定支援や、計画に沿った取組の実施及び取組の進捗管理に対する支援を行う者を指し、各実施医療機関等の要望等に応じて、現地支援のほか電話やオンライン形式（Zoom等）での支援を行う。

なお、事業実施後に他の医療機関等から見学希望があった際には、可能な限り見学を受け入れた上で、本事業で取り組んだ事例の紹介を行い、他の医療機関等におけるDXの促進に協力すること。

(2) 地域における看護DX推進実証事業

① 実施体制の整備

ア 体制について

代表事業所は、参加事業所と協力して、地域で求められるICT機器等を活用した看護業務効率化の具体的な取組内容等を記載した「地域DX計画」の策定、計画に即した取組の実施、導入効果の検証等を遂行するため、連携に必要な実施体制を整備すること。具体的には、代表事業所において、「地域DX計画」の全体を管理する統括責任者を置くことに加えて、代表事業所及び参加事業所それぞれに事業実施責任者を配置した実施体制を整備すること。

イ 運営について

代表事業所と参加事業所は、定期的に情報共有を図り、適宜運営方法・実施方法を見直すなど連携して効果的な事業実施に努めること。なお、会議の実施に当たっては、日程等の調整については、必要に応じて委託事業者に依頼することができる。

② 地域で求められるICT機器等を活用した「地域DX計画」の策定及び「地域DX計画」に基づく取組の実施

代表事業所と参加事業所が所在する地域の業務上の課題に対応するため、ICT機器等を活用した看護業務効率化の具体的な取組内容等に係る「地域DX計画」の

策定を行い、当該計画に沿った取組を実施する。

計画には、次のア～オの内容が全て記載されていること。

ア 地域における業務改善が必要な業務上の課題

イ 地域における課題解決に向けたICT機器等の導入目的、期待される効果

ウ 具体的なICT機器等及びその活用方法

エ 取組のスケジュール（効果検証期間は3ヵ月以上とする）

オ ICT機器等の導入効果を測定する具体的な指標（費用対効果、導入前後の業務時間の削減率等をどのようなことに分配できるかについての指標は必ず含めること。また、個別の事業所としてではなく、地域全体として効果を測定する指標も必ず含めること。）

※ICT機器としては、見守りセンサー、睡眠モニター、スマートグラス、タブレット、各地域の情報ネットワーク基盤、遠隔診療ツール（心電送信機、ポケットエコー、パソコン等）等の活用が想定される。

なお、看護実践の例としては、次の（ア）～（ウ）の取組等が考えられる。

（ア）在院日数が短縮する中、退院直後等は在宅療養生活の準備が十分ではない患者もいるため、看護師がバイタルサイン等のモニタリングを行い、安定した在宅療養生活を早期実現

（イ）患者の在宅療養に関わる関係者で情報共有ができる仕組みを構築し、タイムリーな患者の状況に応じた訪問看護の提供

（ウ）スマートグラス等を活用した患者の状態を医師と共有する仕組みを構築し、患者の状態に合わせた適時適切な処置等を実施

③ データ提供と検証委員会への参画・協力

ICT機器等の導入前及び導入後について効果検証を行うためのデータ収集を実施すること。収集したデータは、委託事業者へ提供すること。取組の進捗状況評価及び実施効果、費用対効果等の検証及び取組の促進に向けた改善等を行うことを目的として、委託事業者が設置する検証委員会に参画し、データ提供に対する委託事業者からのフィードバックの結果等を基に検証委員会において取組の進捗状況や実施効果等を報告すること。その他、必要なデータ提供や意見聴取への協力等を行うこと。

④ 報告書の作成

代表事業所は参加事業所の協力を得て、「地域DX計画」に沿って実践した具体的な取組内容及びその取組の過程で発生した課題やその課題の解決方法、ICT機器等の導入費用、導入効果等についてまとめた報告書を作成し、別途指定する期日（令和9年1月下旬頃を予定）までに厚生労働省医政局看護課に提出する。報告書には、他の地域における取組の参考となるよう、取組のポイント等を分かり易く示すこと。報告書のフォーマットは別途指定する。

※事例集作成のため、令和9年1月下旬頃の報告書提出を予定しているが、継続した効果を検証するため、報告いただいたデータの更新に協力いただく場合がある。

⑤ その他

代表事業所においては、本事業の実施に際し、必要に応じて委託事業者が派遣

する「ICT機器等支援員」の支援を受けることができる。その際は、別途、委託事業者から示される方法により、申し込むこと。

「ICT機器等支援員」とは、「地域DX計画」の策定支援や、計画に沿った取組の実施及び取組の進捗管理に対する支援を行う者を指し、代表事業所の要望等に応じて、現地支援のほか、電話やオンライン形式（Zoom等）での支援、会議の調整を行う。

なお、事業実施後に他の団体等から見学希望があった際には、可能な限り見学を受け入れた上で、本事業で取り組んだ事例の紹介を行い、他の在宅療養サービス等におけるDXの促進に協力すること。

5 留意事項

(1) 応募者に関する諸条件

本事業の応募者（「地域における看護DX推進実証事業」の場合には、代表事業所・参加事業所いずれも）は、次の①～⑧の条件を全て満たす必要がある。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 過去に民事再生法を適用したことがないこと。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の①～⑥の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上取得した個人情報等については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次のア～キに掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
 - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定
 - イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
 - ウ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
 - エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
 - オ 個人情報の取扱いに関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
 - カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
 - キ 委託先の監督

6 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日又は実施者として選定された日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までとする。

7 実施者の選定について

(1) 評価の方法

① 医療機関等における看護DX推進実証事業

実施者の採択については、医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業（医療機関等における看護DX推進実証事業）実施者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、医療機関等については原則として13事業（※）を実施者として選定する。

※令和5年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」及び令和6年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」で実施者として採択された者の応募も可能とするが、令和5年度補正予算事業及び令和6年度補正予算事業で導入した機器とは異なる機器の導入を行う予定であることを採択の要件とする。また、応募者の選

定については、別表で定めるところにより、各分類から原則1者とするが、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しないものとする。

② 地域における看護 DX 推進実証事業

代表事業所の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業（地域における看護 DX 推進実証事業）代表事業所評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、代表事業所については、原則として5事業（※）の応募者を代表事業所として選定する。

※代表事業所の選定については、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断し、採択されない場合もある。評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（2）評価の手順

評価は、次の①～④の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、代表事業所を選定する。

（3）評価の観点

評価の観点は、次の①～⑤のとおりとする。

① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。

- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知する予定である。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付する。

本事業に係る補助金の交付については以下のとおりであり、対象とする経費は、「4 事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、社会保険料、委託費に限る。

また、「地域における看護DX推進実証事業」の場合、補助金の申請は参加事業所が必要な経費についても一括して代表事業所が申請し、交付するものとする。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者（「地域における看護DX推進実証事業」の場合は代表事業所および参加事業所）の負担となる。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

(1) 医療機関等における看護DX推進実証事業

（補助率） 1 / 2

（基準額） 10,523千円（上限額）

（採択件数） 13件（予定）

例① 基準額内に収まる場合（対象経費の支出額が500万円の場合）

対象経費500万円に補助率1/2を乗じた250万円を交付し、残り250万円は実施者の負担となる。

例② 基準額を超える場合（対象経費の支出額が2,000万円の場合）

基準額を超えているため、基準額10,523千円に補助率1/2を乗じた5,261千円を交付し、残り14,738千円は実施者の負担となる。

(2) 地域における看護DX推進実証事業

（補助率） 定額

(基準額) 15,688千円(上限額)
(採択件数) 5件(予定)

9 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業企画書」を作成し、9(2)①で示すの提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

(2) 応募方法

① 提出期間

令和8年3月10日(火)から令和8年3月31日(火)(必着)

② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。メールの件名は、次のア、イのとおり記載すること。

ア 医療機関等におけるDX推進実証事業

「【提出】看護現場(医療機関等)におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業企画書(団体名)」

イ 地域におけるDX推進実証事業

「【提出】看護現場(地域)におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業企画書(団体名)」

提出先：kango-jigyo@mhlw.go.jp

③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業(団体名)」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時30分～午後6時15分(午後0時15分～午後1時15分を除く。)の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係
03-5253-1111(4195)

④ 提出書類

不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。

ア 「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業企画書」

次の(ア)、(イ)をそれぞれ提出すること。

(ア) 正本

黒塗りしていないもの（Word・Excel 形式及び PDF 形式）

（イ） 副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの（PDF 形式）

イ 応募者（「地域における看護 DX 推進実証事業」の場合には代表事業所）の概要が分かる資料

（ア）パンフレット等

（イ）定款又は寄附行為

（ウ）直近より過去 3 年分の財務諸表（写）

ウ 応募者（「地域における看護 DX 推進実証事業」の場合には代表事業所）がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の（ア）～（ウ）の認定を受けている場合には、その通知書（写）

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ウ）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料

別表

当該事業では、医療機関と訪問看護ステーションの合わせて13パターンで網羅的に実施することを想定している。令和5年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」及び令和6年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」において、別表の斜線の医療機関15パターンは実施しているため、当該事業ではその15パターンを除いた13パターンで効果検証を行う。応募者の選定については、各分類から原則1者とするが、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。

	病床機能	医療機関の規模	効果が想定される	分類
医療機関	急性期	大規模	見守り	
			記録入力	
			情報共有	
			その他	
		中規模	見守り	
			記録入力	
			情報共有	
			その他	
		小規模	見守り	1
			記録入力	2
			情報共有	
			その他	3
	その他	大規模	見守り	4
			記録入力	5
			情報共有	6
その他			7	
中規模		見守り		
		記録入力		
		情報共有	8	
		その他		
小規模		見守り	9	
		記録入力		
	情報共有			
	その他	10		
訪問看護ステーション			見守り	11
			記録入力	12
			情報共有	13
			その他	

※1 病床機能は、以下のように定義する。

急性期	病床機能報告で「高度急性期」または「急性期」の報告を行っている病棟を有する病院と有床診療所とする。
その他	上記以外の病院及び診療所

ただし、次の点に注意して選択すること。

- (注1) 病床機能報告において複数の病床機能の報告を行っている病院の場合、ICT機器の導入を行う病棟の病床機能で判断すること。
- (注2) 全病棟または複数の病棟でICT機器の導入を行う場合は、導入する病棟について病床機能の占める割合が最も多い機能で判断すること。
- (注3) 病院の外来においてICT機器の導入を行う場合は、当該病院の有する病棟の病床機能と病床規模により判断すること。
- (注4) 無床診療所はその他を選択すること。

※2 医療機関の規模は、以下のように定義する。

大規模	500床以上
中規模	100～499床
小規模	～99床

※3 効果が想定される主な業務は、例として以下のようなものが考えられる。

類型	業務の例
見守り	体動を検知するセンサーや、見守りカメラ等により病室にいる患者の見守りを看護師がナースステーション等から行うことで不必要な訪室を防ぐ。
記録入力	バイタルサイン測定後に、測定器を取り込み機器へかざすことで電子カルテへ自動転記することができるものや、音声入力システムを導入すること等により、リアルタイムな記録入力が可能となり、記録業務にかかる時間の削減や記録漏れが減ることが期待される。
情報共有	インカムやトランシーバー等により看護師間で連絡を取ることにより、不必要な移動を省く。
その他	上記の見守り、記録入力、情報共有に該当しないもの。